

一般社団法人北海道介護福祉士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道介護福祉士会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立、介護福祉に関する専門的教育及び研究の推進並びに介護に関する知識の普及を図り、介護福祉士の資質及び社会的地位の向上に資するとともに、北海道民の福祉の増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 介護福祉を通して、社会福祉の増進に資する事業
- (2) 介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護福祉・障がい福祉及び保健に関する講演会等の啓発事業
- (4) 介護福祉事業・障がい福祉事業に関する調査及び評価事業
- (5) 介護福祉・障がい福祉に関する業務に従事する為の資格取得事業
- (6) 福祉・保健・医療その他関係団体との連携及び情報交換に関する事業
- (7) 介護福祉士の資質向上に関する研修会等の開催に関する事業
- (8) 介護福祉士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
- (9) 介護福祉士の社会的地位向上に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(社員の資格)

第6条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から互選によって選出された者
- (2) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士であつて、北海道内に住所又は勤務地を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(代議員の選出)

第7条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、道内を10の支部に分け、各支部毎に正会員による互選により選出する。

2 前項の支部の名称は次のとおりとし、その区域は、北海道庁の各総合振興局及び振興局とする。

- (1) 名称 札幌支部
区域 札幌市
- (2) 名称 道南支部
区域 渡島・檜山
- (3) 名称 石狩支部
区域 石狩（札幌市を除く）
- (4) 名称 後志支部
区域 後志
- (5) 名称 空知支部
区域 空知
- (6) 名称 道北支部
区域 上川・宗谷・留萌
- (7) 名称 日胆支部
区域 日高・胆振
- (8) 名称 十勝支部
区域 十勝
- (9) 名称 網走支部
区域 オホーツク
- (10) 名称 釧根支部
区域 釧路・根室

- 3 支部選出の代議員の数は、支部の正会員数が 30 名以下の支部では 1 名、31 名から 60 名の支部では 2 名、60 名を超える支部では正会員数 30 名ごとに 1 名を追加する。
- 4 理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 5 代議員の互選を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第 8 条 代議員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第 266 条第 1 項）、解散の訴え（法人法第 268 条）、責任追及の訴え（法人法第 278 条）及び役員解任の訴え（法人法第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。
- 3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の予選)

第 9 条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 3 第 1 項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第 10 条 社員でない正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第 52 条第 5 項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第 11 条 当法人の成立後正会員及び賛助会員（「会員」以下同じ。）となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 正会員は、本法人の入会の申込と同時に、住所又は勤務地等を考慮のうえ、自らの所属する支部を本法人に届け出なければならない。

（経費の支払義務）

第 12 条 会員（社員を含む。）は、社員総会の定める額の会費を支払わなければならない。

- 2 本条の会費は、法人法第 27 条に規定する経費とする。

（社員名簿）

第 13 条 当法人は、会員又は社員の氏名及び住所を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員・社員名簿」をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は、「会員・社員名簿」に記載した住所、又は会員又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退会又は退社）

第 14 条 会員及び社員は、次に掲げる事由によって退会又は退社する。

- (1) 会員又は社員本人の退会又は退社の申し出。ただし、退会又は退社の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会又は退社することができる。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 正会員にあつては、介護福祉士でなくなったとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。

- (5) 総社員の同意。
- (6) 除名。
- 2 会員又は社員の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。
- 3 退会又は退社した会員又は社員が、既に納入した会費等は、返還されないものとする。

第3章 社員総会

(招集)

- 第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。社員総会は、社員によって構成する。
- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれを招集する。
 - 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決議の方法)

- 第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権の行使ができる。
- 2 ほかの社員を代理人として議決権の行使をすることができる。その場合、議決権の行使を使用する書面を提出したうえ、委任することができる。
 - (1) ほかの社員を代理人として議決権を行使する場合、当該社員が所属する支部の正会員でなければならない。

(社員総会議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して永久保存とし、当法人の主たる事務所に備え

置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第20条 当法人の理事の員数は、3人以上15人以内とする。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は2人以内とする。

(理事及び監事の資格)

第22条 当法人の理事及び監事は、当法人の正会員の中から選任する。

2 選出については規定により別に定める。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事、監事は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって選任される。

(代表理事、監事)

第24条 当法人に会長1人、副会長3人以内を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって理事の中から選定する。

2 会長は、法人法上の代表理事とする。

3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(1) 当法人の監事は正会員の中より理事会に第21条の員数を互選し、社員総会の議決権をもって選任される。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の実任の免除)

第 26 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、社員のほかすべての正会員の同意がなければ、これを免除することができない。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等（報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。）の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 5 章 理事会

(招集)

第 28 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第 29 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 31 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面及び電子媒体記録により同意

の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 33 条 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、永久保存とし、主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 35 条 当法人は、第 2 条に定める目的を達成するため、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

(委員会設置細則)

第 36 条 この定款に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 7 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 37 条 当法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、当法人の運営に関して意見を述べるができる。

(顧問及び参与設置細則)

第 38 条 この定款に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 40 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 41 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第 42 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 9 章 解散及び清算

(解散の事由)

第 43 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 45 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(事務局設置細則)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会が定める。

第 11 章 補 則

(規則等への委任)

第 47 条 当法人の運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により定める規則又は理事会の決議により定める細則により、別に定める。

第 12 章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 48 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

北海道北見市	小泉 昭江
札幌市	福島 義典
札幌市	干場 有理子

(設立時役員)

第 49 条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 小泉 昭江、福島 義典、干場 有理子

設立時監事 佐藤 雅彦

設立時代表理事

(会 長) 小泉 昭江

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 50 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

主たる事務所の所在場所 札幌市北区北 10 条西 4 丁目 1 SCビル 2 階

(最初の事業年度)

第 51 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 52 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

この定款は平成 25 年 5 月 19 日から施行する。

一部変更 平成 28 年 5 月 15 日から施行する。

一部変更 2021 年 5 月 16 日から施行する。